

京都市職員共済組合公告第17号

京都市職員共済組合運営規則の一部変更について
京都市職員共済組合運営規則の一部を次のように変更する。

平成27年11月10日

京都市職員共済組合
理事長 塚本 稔

第15条中「第44条」を「第45条」に改める。

第16条を次のように改める。

(海外派遣職員の報酬等)

第16条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）（次項において「海外派遣法」という。）第2条第1項の規定により派遣された職員（次項において「海外派遣職員」という。）に係る地方公務員等共済組合法施行令（以下「令」という。）第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第7条に規定する給与のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する期末手当，勤勉手当，特定任期付職員業績手当，任期付研究員業績手当，災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当（以下「地方自治法第204条第2項に規定する期末手当等」という。）に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 海外派遣職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、海外派遣法第7条に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当，勤勉手当，特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

第16条の3を次のように改める。

(公庫等に転出した継続長期組合員の報酬等)

第16条の3 継続長期組合員（法第140条第2項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。）に係る令第40条第3項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当等に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 継続長期組合員に係る令第40条第3項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

第16条の4を次のように改める。

第16条の4 削除

第16条の5を次のように改める。

（公益的法人等に派遣された職員の報酬等）

第16条の5 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。次項において「公益的法人等派遣法」という。）第2条第1項の規定により派遣された職員（次項において「公益的法人等派遣職員」という。）に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第2条第3項に規定する報酬及び同法第6条第2項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当等に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除いたものとする。

2 公益的法人等派遣職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等派遣法第2条第3項に規定する報酬及び同法第6条第2項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与とする。

第16条の6を次のように改める。

第16条の6 削除

第16条の7を次のように改める。

(職員引継一般地方独立行政法人の役職員の報酬等)

第16条の7 職員引継一般地方独立行政法人(法第141条の2規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。次項において同じ。)の役職員に係る令第41条の2に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第56条第1項において準用する同法第48条第1項に規定する報酬又は同法57条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当等に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除いたものとする。

2 職員引継一般地方独立行政法人の役職員に係る令第41条の2に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第1項に規定する報酬又は同法57条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

第16条の8を次のように改める。

(地方公営企業法の規定の適用を受ける職員の報酬等)

第16条の8 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第17条第1項及び附則第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける職員に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当等に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 地方公営企業法第38条の規定の適用を受ける職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任

期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

第16条の9第1項中「京都市又は法第113条第5項にいう職員団体」を「法第115条第1項に規定する給与支給機関」に改め、同条第2項中「払込んだ」を「払い込んだ」に改める。

第25条中「給料・期末手当等、掛金及び負担金等」を「標準報酬の月額、標準期末手当等の額及び掛金等」に改める。

別紙様式第1号中 「給与月額」 を 「標準報酬月額」 に改める。

組合員数、給料・期末手当等、掛金及び負担金等に関する月例報告書(厚生年金・経過的長期・退職等年金)

年 月 日

区分	組合員数			厚生年金・経過的長期・退職等年金										備考						
	男	女	計	標準報酬月額					標準報酬未手当等の額											
				掛金等 厚年	掛金等 退職	計	男	女	計	厚年	退職	厚年	退職							
前月末現在																				
本月中																				
本 月 末 現 在	加入・転入																			
	脱退・転出																			
	市長組合員																			
	一般組合員																			
	内 特別職等																			
	内 職員派遣																			
	内 退職派遣																			
	特定消防組合員 (特別職等)																			
	小 計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	内 60歳以上 (特別職等) 20歳以上60歳未満 (特別職等)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
内 20歳未満 (特別職等)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
職員団体職員公的負担分																				
合 計																				
(うち、育児休業掛金免除者分)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
(うち、産前産後休業掛金免除者分)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

上記のとおり報告します。

(あて先)京都市職員共済組合理事長

年 月 日 所属所長

印

- 1 「本月末現在」欄の「小計」及び「内訳」の()書には、市長組合員を含む特別職等について内書きすること。
- 2 短期、福祉、厚生年金・経過的長期・退職等年金、介護の「標準報酬月額」及び「標準報酬未手当等の額」欄には、掛金・保険料の標準となった標準報酬月額及び標準報酬未手当等の額を記載すること。
- 3 合計欄の()書には、育児休業に係る掛金免除者及び産前産後休業に係る掛金免除者を内書きすること。

組合員数、給料・期末手当等、掛金及び負担金等に関する月例報告書(介護)

区分	組合員数						介護						備考	
	組合員数			標準報酬月額			標準報酬月額			標準期末手当等の額				
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		掛金
前月末現在	人	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
本月中														
本 月 末 現 在	加入・転入													
	脱退・転出													
	市長組合員													
	一般組合員													
	内 特別職等													
	内 職員派遣													
	内 退職派遣													
	特定消防組合員													
	(特別職等)													
	小計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
内 60歳以上	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
内 (特別職等)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
内 20歳以上60歳未満	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
内 (特別職等)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
内 20歳未満	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
職員団体職員公的負担分														
合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
(うち、育児休業掛金免除者分)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
(うち、産前産後休業掛金免除者分)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

上記のとおり報告します。

(あて先)京都市職員共済組合理事長

年 月 日 所属所長

- 1 「本月末現在」欄の「小計」及び「内訳」の()書には、市長組合員を含む特別職等について内書きすること。
- 2 短期・福祉、厚生年金・経過的長期・退職等年金、介護の「標準報酬月額」及び「標準期末手当等の額」欄には、掛金・保険料の標準となった標準報酬月額及び標準期末手当等の額を記載すること。
- 3 合計欄の()書には、育児休業に係る掛金免除者及び産前産後休業に係る掛金免除者を内書きすること。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)